

鳥取県土砂災害警戒情報の発表基準の変更について

鳥取県の土砂災害警戒情報の発表基準をより適切な値となるよう見直しました。
この発表基準の変更は令和 7 年 5 月 29 日 13 時から実施します。

鳥取県と鳥取地方気象台は、平成 20 年 2 月より、大雨により命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、鳥取県内市町村を対象とした土砂災害警戒情報を発表しています。

土砂災害警戒情報の発表基準は、過去の降雨の状況及び土砂災害の発生状況等を総合的に勘案して設定しており、有効性や運用方法等を継続的に検証し、適宜改善を行っています。

今般、より適切に土砂災害警戒情報が発表できるよう発表基準の検証を行い、新たな基準により運用することとしましたので、お知らせします。

また、土砂災害危険度情報（※ 1）及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（※ 2）についてもより適切な判定結果となるため、避難対象地域の設定を的確に支援できるよう継続して改善していきます。

記

1 基準変更日時

令和 7 年 5 月 29 日（木）13 時

2 基準を変更する市町

鳥取市（鳥取市北部、鳥取市南部）、倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、琴浦町、大山町、伯耆町（伯耆町岸本地域、伯耆町溝口地域）、江府町

【参考】

※ 1 鳥取県土砂災害警戒情報システム（土砂災害危険度情報）（鳥取県 HP）

<https://d-keikai.sabo-tottori.jp/>

※ 2 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁 HP）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land/>

※ 「鳥取県土砂災害警戒情報システム（土砂災害危険度情報）」や「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。

本件に関する問い合わせ先

鳥取県 県土整備部 河川港湾局 治山砂防課 企画調査担当 角田、田村、坂根

（電話：0857-26-7819, 7822）

鳥取地方気象台

土砂災害気象官 坂井

（電話：0857-29-1313）